

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について (令和3年4月23日開催)

1 委員

◎猪口 正孝 東京都医師会 副会長
太田 智之 みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社
調査本部 チーフエコノミスト
大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長
紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士
濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター特任教授
(◎は会長)

2 議事

「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための東京都における緊急事態措置等(案)」について

3 審議会の意見等

「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための東京都における緊急事態措置等(案)」については適当である。

(猪口会長)

4月22日のモニタリング会議において、新規陽性者数が4月21日時点で約644人と急激に増加し、増加比は約135%となり、現在の増加比が継続すると、ゴールデンウィーク明けの2週間後には1.82倍の約1,170人/日、4週間後には3.32倍の約2,140人/日の新規陽性者が発生するとの推計が発表された。仮に現状のままの増加比で、中等症以上の症状を有するものと高リスク者合わせて約25%が入院し、平均在院日数15日を要することを考え合わせれば、2週間後には3,000人を超えて入院していることになる。また、N501Y変異株の実行再生産数は従来株に比較して1.32倍、重症化率は2倍近くに達するとの報告もあり、変異株がほぼ全例に置き換わると、増加比は1.7となり、2週間後の入院患者数は、6,000人を超えるとの推計になる。第3波では、最大で約3,400人の入院患者を収容できたが、全療養者のうち入院の占める割合は約14%にまで落ち、入院はひつ迫していたと検証できる。これを踏まえると、変異株による入院予測6,000人はもちろん、従来株の入院予測でも2週間後には入院のひつ迫が危惧される状況となっている。

一方で新型コロナ対応病床の拡大確保、入院調整の効率化、後方病院との連携強化、専門病院、宿泊療養の拡張、自宅療養の往診や健康観察の充実など医療提供体

制の備えを行っているが、急速な医療需要の拡大に対応が困難なケースが生じる可能性がある。医療資源は通常医療からの転用であるため、コロナ対応病床を増やせば増やすほど、通常医療との両立が困難な状況になることも考慮しなければならない。こうしたことから、医療提供体制の拡充による対応には限界があり、感染の拡大を強力に抑止することが、今、必要な状況である。

まん延防止等重点措置は、感染機会を制限する飲食店の時間短縮営業要請を中心としていたが、緊急事態宣言により行われる今回の措置は、人流を抑えることを主眼としており、感染拡大抑止には大きな効果が見込まれるため、その施行は適と考える。ただし、休業せざるを得なくなる業種においては十分な補償を考慮することを期待する。以上。

(太田委員)

緊急事態宣言発令に伴う東京都の措置等について適切と考える。

東京都の新規陽性者数の増勢は徐々に高まりつつある。

変異株スクリーニング陽性率は各地で着実に上昇しており、感染力が強いとされる変異株に置き換わることで、さらなる感染の拡大が懸念される状況である。

こうした中、ゴールデンウィークを控え、人の移動（なかでも東京と近畿圏の人の往来）が増えることが予想されるほか、屋外での飲食機会も増加するとみられ、感染拡大抑制に向けた措置は不可避な情勢と考える。

東京都の医療体制は、既に相応の負荷がかかり続けている状況にあり、大阪や兵庫にみられるような医療体制への過分な負荷を回避する意味でも、今回の緊急事態宣言時における対応が極めて重要となる。

緊急事態措置については、可能な限りの人流抑制と感染機会低減がポイントだ。その点において、都民に不要不急の外出・移動を控えるよう要請するとともに、商業施設や遊興施設等の事業者に対して休業要請をする今回の取組は有効だと考える。

加えて、飛沫感染防止（大声での会話、長時間の会食など）の観点から、酒類またはカラオケ設備を提供する遊興施設・飲食店に対して、個別施設を対象とした休業要請を行うこととしており、従来よりも踏み込んだ対応とした点は大いに評価できる。

これまで「コロナ対策リーダー制度」の導入・拡充や「徹底点検サポートプロジェクト」の立ち上げなどで培ったノウハウを最大限活用することで、より実効性の高い措置となることが期待される。

(大曲委員)

諮問事項に賛成致します。

都内における新型コロナウイルス感染症第4波の発生を受け、東京都ではまん延防止等重点措置が行われてきました。しかし、東京都によるレジャー目的の滞留人口のデータは目立った改善がありません。また、現時点では新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は増加し、その増加は加速しています。この状況のままいきますと、2週間後には6,000人以上の入院患者が見込まれ、東京の医療機能は破綻する蓋然性が高い状況です。

よって、飲食店対策に焦点を絞ったまん延防止等重点措置ではなく、緊急事態宣言下で人流を徹底的に抑制する対策を行う必要があると考えます。そのためには、人流の増加に影響のある施設等の営業を中止するなどの強い措置が必要と考えます。ここで早急に措置を行わなければ、措置を行わない場合と比較し、多くの人命が失われ、かつ、経済にも甚大な影響が出ると考えます。

(紙子委員)

1 意見

諮問内容の緊急事態措置等案は、適切であると考える。

2 理由

現在の急激に悪化している感染状況、変異株の急増、今後大型連休を迎える、レジャー活動が増えうるが、社会生活維持に必要不可欠な職種も休日となり、人流を低下させうる好機であること、医療提供体制逼迫が現実化している他府県の状況等を踏まえれば、現時点で、速やかに第1波以降の経験に照らして効果の経験のある、厳しい感染拡大防止策を探る必要がある。

3 具体的な実施内容についての個別意見

(1) 都民向けの要請につき、特措法45条1項に基づき、外出移動に自粛要請を掲げ、特に留意すべきポイントを明示していることは適切である。「不要不急」の語について、「不要または不急」のいずれも差し控えて欲しい趣旨であれば、そのように口頭で明言してもよいと思われる。

世代を問わず全都民が感染の当事者意識を持つことが必要とされるが、そのためには個々人のリスク・ベネフィットを知らせ、自己防衛意識を高めることが必要である。変異株の感染力や重症化リスクの高さ、ワクチン効果（感染予防効果は実証されておらず、ワクチン接種者も感染をさせうこと）等の正しい情報を改めて啓発していくことが有効と思われる。

(2) 事業者向けの要請について

ア 規模に応じた休業等の要請対象施設は適切であると考える。たとえば、特措法施行令11条10号対象施設のうち、図書館は、同号の博物館、美術館に

比べ、喫緊の利用の必要性が高い（司法、行政、ビジネスが動いている以上、国民の権利擁護のために必須の施設であると思料する）。したがって、入場整理等の適切な措置を要請し、開館を維持するという案は、適切である。

イ 規模 1,000 m²以下の施設について、これまで飲食店以外の施設も含め、要請される営業時間が何度も変更され、都民の中で、要請されている営業時間がわかりにくくなっているとも思われる。改めて、対象施設の具体的例示と短縮営業の時間の周知を徹底すべきと考える。

ウ 休業等の要請について、根拠を法 45 条とするか法 24 条 9 項にとするかの区別は、当該施設における感染リスクを考慮した区別となっており、感染拡大防止目的に照らし適切であると考える。

(濱田委員)

・総合的意見

「新型コロナウィルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等（案）」の実施に異議はない。

・東京都の流行状況と緊急事態措置の必要性

東京都は 2021 年 4 月 12 日からまん延防止等重点措置を実施しているが、英国型変異株の流行により、感染者数はさらに増加している。本変異株は、感染力が強いだけでなく、重症化をおこしやすいことが知られており、医療の逼迫も進んでいる状態である。このままの状態が続くと、医療崩壊を招き、死亡者数の増加も予想される。

こうした状況の中で、感染者数のさらなる増加を抑えるために、現時点で緊急事態措置をとることが必要と考える。

・緊急事態措置の内容に関する要望

1) 期間の問題

今回の緊急事態措置は 4 月 25 日から 5 月 11 日までと比較的短期間である。都民に同措置への十分な協力を求めるためには、短期間の方が効果的だが、同措置開始後にも感染者数などの改善が見られない場合は、早目に延長を判断していただきたい。

2) 法第 45 条第 2 項による飲食店などへの休業要請、時短要請

この法律による要請に応じない事業者には命令措置が可能であるが、今回の緊急事態宣言期間が短いことから、そこまでの時間があるか疑問である。このため、要請時点で「これに応じない場合は命令を求める」旨の強い情報発信が必要と考える。また、その実施状況を監視する体制も公表しておくべきである。

3) 商業施設などへの休業要請

今回の緊急事態措置では商業施設などへの休業要請も求める予定になってい

る。この場合、生活必需品（ガソリンなども含む）の入手は保障されるように対応いただきたい。

4) 緊急事態措置により効果がない場合

今回の緊急事態措置で感染者数が減らない場合は、さらに強い措置（休校措置や交通停止など）が必要になってくる。これにあたっては、国と早めに協議をしながら、新たな措置の内容を検討していただきたい。